

## 小竹町商工業者店舗等新築・増改築補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、小竹町で生産又は販売を行っている、又は行おうとする中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）で、店舗、事務所、工場又は倉庫（以下「店舗等」という。）を新築又は増改築した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、小竹町における商工業の活性化に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小竹町で生産又は販売を行っている、又は行おうとする中小企業者であること。
- (2) 新築又は増改築工事を行う店舗等の所有者又は使用者であること。
- (3) 市町村税の滞納がないこと。

2 町長は、補助対象者となる者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 小竹町暴力団等追放推進条例（平成21年小竹町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次に掲げるいずれかに該当する者

ア 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）として、又は実質的に経営に関与している者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している者

ウ 次に掲げる行為をした者。ただし、法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした者に限る。

- (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
- (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難

される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している者

(補助対象となる工事)

第3条 補助の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小竹町に所在する店舗等に対して行う工事であること。
- (2) 小竹町に事業所を有する事業者が施工する工事であること。
- (3) 工事が年度内に完了できるものであること。

2 次のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償工事
- (2) 国、県、町が実施している他の補助金等を利用する工事
- (3) 自主施工による工事
- (4) 事業用電化製品、家具等の備品購入に係る経費
- (5) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助の対象として不適切と認める工事及び経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、店舗等の工事に要した費用に2分の1を乗じた額とし、新築の場合は100万円、増改築の場合は50万円を限度とする。

2 前項に規定する補助限度額と同額の補助金の交付を受けた店舗等は、10年を経過しなければ、この告示に定める補助金の交付は受けられないものとする。ただし、交付を受けた補助金が補助限度額に満たない店舗等は、補助限度額までは補助金の交付を受けることができるものとする。

3 補助金の額を算定する場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 災害により新築等をする場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ小竹町商工業者店舗等新築・増改築補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 当該物件に係る固定資産評価証明書（改築の場合）
- (2) 納税証明書（市町村税を滞納していないことの証明）
- (3) 第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないことを誓約す

る誓約書（様式第2号）

- (4) 工事見積書（工事内訳を要する）
- (5) 工事箇所及び工事内容がわかる図面
- (6) 店舗等の全体及び工事予定箇所の写真（日付のあるもの）
- (7) 店舗等増改築の承諾書（借地又は借家の場合）
- (8) 中小企業者の場合は、会社の定款及び登記簿謄本（写しで可）  
個人事業主の場合は、代表者の住民票抄本

（補助金の交付の可否の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、小竹町商工業者店舗等新築・増改築補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、小竹町商工業者店舗等新築・増改築工事変更承認申請書（様式第4号）に、第5条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは小竹町商工業者店舗等新築・増改築工事変更（承認・不承認）通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、工事を取りやめるときは、小竹町商工業者店舗等新築・増改築工事取下げ届（様式第6号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第8条 交付決定者は、店舗等の新築・増改築工事完了後1月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、小竹町商工業者店舗等新築・増改築工事完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事に要した費用の領収書の写し
- (2) 工事前及び工事後の写真

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、

交付すべき補助金の額を確定し、小竹町商工業者店舗等新築・増改築補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに小竹町商工業者店舗等新築・増改築補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 町長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

2 補助金の交付決定を取消す場合は、小竹町商工業者店舗等新築・増改築補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知し、返還の必要があると認めるときは、小竹町商工業者店舗等新築・増改築補助金返還命令書（様式第11号）により、命令するものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。